韮デ第１１３号
令和6年6月26日

地区長（組長）　各位

韮崎市長　内　藤　久　夫
（公 印 省 略）

空き家バンク登録促進へのご協力について（依頼）

平素より、空き家対策へのご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

全地区へのご説明を終えましたが、改めて回覧させていただくこととなりました。

市では、空き家を有効的に活用して移住・定住の促進や地域活性化の資源とするため、**利用可能な物件について「空き家バンク」への登録を推進しております。**

これまでも、固定資産税納税義務者へのアプローチや相談会等を行っておりますが、引き続き空き家バンクへの登録を促進したいと考えております。

つきましては、地区（自治会）の皆様より、市へ**空き家の情報をお知らせいただき、空き家バンクへの登録促進にご協力いただきたくお願い申しあげます。**

なお、空き家バンク制度には、下表のとおり各種支援があります。物件の情報提供により、空き家バンクへの登録に至った場合には、地区（自治会）においても奨励金が支給されますので、所有者の情報を積極的にお知らせいただきますようお願いいたします。

【各種支援】

支援名	支給先	内容	補助額／件
登録推進地区協力奨励金	**地区（自治会）**	**登録時成功報酬**	**２万円（詳細裏面）**
登録者支援補助金	空き家所有者	登記関係経費を補助	（対象経費の１／２補助） 最大１０万円
成約者支援補助金	成約者	仲介手数料・引越し費用を補助	
リフォーム補助金	空き家所有者または成約者	リフォーム工事費用を補助	（対象経費の１／２補助） 最大１００万円
家財等処分補助金		家財処分費用を補助	（対象経費の１／２補助） 最大１０万円
解体工事補助金		解体及び除去を行うときの工事費用	（対象経費の１／２補助） 最大５０万円
成約時祝金	空き家所有者	登録物件が成約になった際の奨励金	１０万円

■お問い合わせ先
デジタル戦略課　地域戦略担当　電話　０５５１－２２－１１１１
（内線３５８）

【空き家バンク制度について】

本市では、空き家を有効的に利活用して移住・定住の促進や地域活性化の資源とするため、平成１９年度に空き家バンク制度を設立しました。

市内に空き家があり売りたい・貸したいと思っている方と、韮崎市に住むために空き家を買いたい・借りたいとお考えの方との橋渡しを行う制度です。

過去実績（H19～R5年度）・・・登録物件数２２５件／成約物件数１４１件

【空き家バンク登録促進地区協力奨励金】

本市への移住及び定住の促進並びに地域の活性化を図るため、地区（自治会）が積極的に地域の空き家の利活用につながる活動に取り組み、地域内の空き家が空き家バンクに登録された場合に、その自治会に対し韮崎市空き家バンク登録促進地区協力奨励金（以下「奨励金」という。）を支給します。

空き家発見から空き家バンクへの登録手順

地区（自治会）

①　空き家発見

②　空き家に関する情報収集

③　空き家の情報を市へお知らせ（地区長様へ配布済みの空き家情報様式）

以下のいずれかについて、情報提供をお願いします。

市　④　③をもとに所有者へ空き家バンク制度説明

⑤　地区へ経過報告

地区（自治会）と市双方から

⑥ 空き家バンク登録交渉

地区を通じて登録物件掘り起こし後に、**空き家バンクへ登録された場合のみ**

地区（自治会）へ「登録促進地区協力奨励金」２万円 を支給します。

空き家バンク制度のご案内・空き家個別相談会について、詳しくは市 HP でご確認ください。

【　記　載　例　】

こちらの用紙は、組長様に配布いただき、区で取りまとめて市へ提出願います。

空き家情報はこちらへ
韮崎市　デジタル戦略課　地域戦略担当
電話　0551-22-1111（内線３５８）
FAX　0551-22-8479
お越しの際は、市役所３階へお願いします。

空き家情報

空き家について、情報提供をお願いします。

R6年5月１９日

地区（自治会）名	■■自治会	
地区（自治会）長名	韮崎　太郎	
空き家所在地	■■町△△　１２３４番地	
空き家所有者	所有者名	家森　守　　（息子） （旧所有者：家森　進　）
	連絡先 （電話又は住所 どちらか必須）	042-△△△△-２５００ 神奈川県〇〇市□□１２３４番地
	所有者への連絡	連絡日　R6年5月１９日 （市へ空き家情報を提供する旨を承諾いただいた日）
MEMO	ご自由にお書きください。 例） 息子の守さんに電話連絡をして市から今後連絡が行く旨を話した。 外観からは住めそうな物件であるので、今後、市と空き家バンクへの登録をすすめていく。	

名前が不明な場合、旧所有者との続柄でも可

空き家情報はこちらへ

韮崎市　デジタル戦略課　地域戦略担当

電話　0551-22-1111（内線３５８）

FAX　0551-22-8479

お越しの際は、市役所３階へお願いします。

空き家情報

空き家について、情報提供をお願いします。

年　　月　　日

地区（自治会）名		
地区（自治会）長名		
空き家所在地		
空き家所有者	所有者名	（旧所有者：　　）
	連絡先 **（電話又は住所どちらか必須）**	
	所有者への連絡	連絡日　　年　　月　　日
MEMO		

にらさき
韮崎市

空き家バンク制度のご案内

～あなたのこれからと、空き家のこれから～

空き家を「売りたい・貸したい」とお考えの方は、まずはご相談ください。

登録までの簡単ステップ！

①市役所にて
登録の申し込み

②現地調査
（物件立ち合い）

③登録・公開
（市が行います）

空き家バンク支援一覧

補助金種類	対象者	対象経費	金額
登録者支援補助金	所有者	登記関係経費の半額補助	最大10万円
成約者支援補助金	成約者	仲介手数料・引越し費用の半額補助	最大10万円
リフォーム補助金	所有者または成約者	リフォーム工事費用の半額補助	最大100万円
解体補助金	所有者または成約者	解体工事費用の半額補助	最大50万円
家財処分補助金	所有者または成約者	家財処分費用の半額補助	最大10万円
成約時祝金	所有者	登録物件が成約になった際の祝金	一律10万円

お問合せ先

韮崎市　デジタル戦略課　地域戦略担当

☎：0551-22-1111

FAX：0551-22-8479

メール：digital@city.nirasaki.lg.jp

受付時間/平日8時30分～17時15分

空き家バンクについて
▼

空き家になってしまったら

まずはお気軽にご相談ください！

韮崎市 空き家 個別相談会

＼各回限定6組！1組30分／

①6月15日（土）終了しました
14時～16時
韮崎市民交流センター・ニコリ

②8月22日（木）
14時～16時
韮崎市役所　会議室

③11月16日（土）
14時～16時
韮崎市民交流センター・ニコリ

④1月25日（土）
14時～16時
韮崎市民交流センター・ニコリ

市の空き家バンク担当者と市内不動産事業者が、空き家に関するご相談をお受けします。

【対象】　韮崎市内に空き家・空地（宅地に限る）をお持ちの方
【参加費】　無料（開催日の3日前までに事前申込が必要です。）
【申込方法】　電話、FAXまたはメールでお申し込みください。

3市合同・不動産所有者セミナー

韮崎市・甲斐市・南アルプス市に空き家をお持ちの方の
不動産所有者セミナーを9月7日（土）に開催します！

当セミナーは山梨県宅建協会より講師をお招きし、空き家の利活用等について講演いただく予定です。
詳細が決まりましたら各市ホームページにてお知らせします。

詳細はこちらから→

申込み・問い合わせ：韮崎市　デジタル戦略課　地域戦略担当
☎：0551-22-1111
FAX：0551-22-8479
メール：digital@city.nirasaki.lg.jp